

平成28年度 第4四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 関西電力(株) 美浜発電所

作成責任者 総括原子力保安検査官 館内 政昭

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年1月30日	館内	発電所長	<p>平成28年度第3回保安検査において、原子炉主任技術者の選任の実施状況を確認したところ、原子炉主任技術者の選解任に際し、前任者が解任日以降も後任者に引継ぎをするまでの間、原子炉主任技術者の業務を引き続き行う運用となっていることを確認しました。</p> <p>原子炉主任技術者の選解任に際しては、保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行う責務を十全に果たすことができ、また、その業務に支障をきたすことがないよう独立性を確保し、保安規定で定める要件を満たす者が切れ目なくその任にあたることが重要であることから、保安活動の実効性をより確実なものとするべく、平成29年1月30日付けの指導文書「原子炉主任技術者の選解任に係る適切な運用について(指導)」により、次の対応を求めた。</p> <p>・原子炉主任技術者として選任されている者が、その職責を全うできるような運用(代行者の運用も含む)を検討し、社内標準で明確化すること。</p>	平成29年3月13日 平成29年3月31日	<p>原子炉主任技術者の運用を検討し、社内標準(要員・組織計画通達)に「原子炉主任技術者の選解任に際して、業務の引継ぎ日を後任者から報告に基づき確認し、法律に基づき届出を依頼すること」を追記し明確化した。なお、施行は美浜発電所1号機および2号機の廃止措置の実施に係る保安規定の施行日からの予定である。</p>